

レジ袋に続いてプラごみを削減する新法

◆環境省と経済産業省がプラスチック資源循環促進法の関連省令案を提示

2020年7月に容器包装リサイクル法に基づく小売店のレジ袋有料化が始まり、コンビニでの辞退率は有料化前の28%から75%に上昇し、プラスチックごみ（プラごみ）削減に一定の成果が出ている。このレジ袋有料化に続いて、プラごみのさらなる削減も含めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ資源循環促進法）」が21年6月に成立した。この法律の具体的な実施内容に関する関連省令の案が21年8月に環境省と経済産業省の合同審議会で示された。

省令案は、現在コンビニエンスストアやレストランなどの事業者が無償で提供するスプーンやフォーク、ストローのほか、宿泊施設のくしやカミソリ、クリーニング店のハンガーなど12種類のプラスチック製品（プラ製品）に対し、①有料化、②受け取らない場合のポイント還元、③受け取りの意思確認、④再利用、⑤代替素材への転換などの中から一つ以上の対策を事業者を求める。さらにプラ製品の使用量が年間5トン以上のコンビニや百貨店、スーパーなどが対策を講じない場合、国が勧告や社名公表などをできるとした。自治体には容器包装プラスチックの回収ルートを使った対象プラ製品の回収を、プラごみを多量に排出する企業には排出抑制やリサイクルを義務づけた。両省は省令案を審議会での議論や意見公募などを踏まえて最終決定し、22年4月の法施行と同時の施行を目指す。

プラスチック資源循環促進法の関連省令案の概要

項目	概要
使い捨てプラ製品削減	主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー。
	対象事業者は百貨店、スーパー、コンビニ、ホテル、クリーニング店、ネット通販など。
	事業者は削減目標を設定し、有料化や再利用などで使用量を削減。年5トン以上使用する事業者は対策を義務化。
プラ製品全般の対応	使用量削減やリサイクルしやすい製品設計の指針を策定。
	優良な設計は公表し政府が優先調達を優遇。
プラごみの回収の合理化	自治体が容器包装プラのルートで製品プラも回収、リサイクルへ。
	事業者が自主回収する取り組みを促進。

資料出所：産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 プラスチック資源循環小委員会 合同会議（第10回）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について」

◆ プラ資源循環促進法の影響 1：先進企業のプラごみ削減対策が広がる

コンビニや小売業、外食業の大手企業はスプーンやストローなどのプラ製品の削減に取り組んでいる。プラ資源循環促進法の施行後は大手企業が行うプラごみ削減の取り組みが中小の企業にも広がりそうだ。

大手企業の取り組みをみると、セブン-イレブン・ジャパンは店内カフェ用のストローを植物由来素材に切り替えた。ファミリーマートは従来品より軽量化したプラ製スプーンに変更した。ローソンも一部店舗で木製スプーンの実験を始めた。イオンでは傘下のイオンリテールがイトインや持ち帰り用のストローやスプーンを紙や木製に替えた。すかいらーくホールディングスは宅配注文でスプーンやフォークが必要か選ぶようにした。プリンスホテルは国内全てのホテルやスキー場のレストランなどでプラスチック製ストローの使用をやめた。

◆ プラ資源循環促進法の影響 2：自治体や事業者もプラごみ削減の対応が必要に

プラ資源循環促進法によって自治体や政府、事業者もプラごみ削減の対応が必要になる。例えば、自治体には容器包装プラスチックの回収ルートを使った対象プラ製品の回収を求めている。これまで対象プラ製品は可燃ごみとして回収している自治体が多いため、新たなリサイクルの仕組みを作り、新しい分別収集のルールを住民に周知する必要がある。プラ製品を容器包装リサイクル法に基づく回収システムで処理できれば、リサイクル事業の規模が拡大し、リサイクル収支が上向き自治体が出てくる可能性がある。

政府には使用量削減やリサイクルしやすい製品設計の指針の策定を求めた。例えば、リサイクルを前提にした「環境配慮設計」の指針を環境省などの省令で定め、製造業者などに努力義務として指針に沿った製品を求める。リサイクルしやすい設計の製品には国が認定マークを与え、優先的に調達することも求めている。この環境配慮設計を新たな事業機会にする企業が出てくるかもしれない。

プラ資源循環促進法はプラごみの前年度排出量が250トン以上のすべての事業者には排出抑制やリサイクルを義務づけ、国の指導や改善命令、違反した場合の50万円以下の罰金を定めた。廃棄物処理法の産業廃棄物管理票の排出量が250トン以上の場合、事業者はさらなる排出抑制と分別収集と、廃棄物処理を委託する業者の焼却・リサイクルが適正さを再確認しておく必要がでてくる。【藤井和則】